

診療行為等に関する説明・同意の指針

- 全ての診療行為に当たって、患者様に対して原則として担当医師が事前に説明します。
- 但し、緊急時においてはその限りではありません。
- 侵襲性が少ないと判断される検査・治療等に関しては口頭で説明します。（血液検査・尿検査・単純レントゲン検査・超音波検査等）
- 手術治療等、侵襲性があると判断される検査・治療等に関しては、文書（診療行為等に関する同意書）を用いて説明します。（下部消化管内視鏡検査・造影剤を用いた検査・生検等）
- ご家族を含め患者様から、同意を得るに当たり、病状、目的・方法、予測される効果とリスク、代替的治療法、治療計画の概要（予後・術後経過・合併症等）、緊急時の処置の同意を含め情報提示・説明を行なったうえで、承諾と同意を得ます。
- 患者様、ご家族におかれましては、十分検討された上で、承諾・同意をしてください。
- セカンド・オピニオンが必要な場合は申し出てください。
- 承諾・同意のあとに、意思が変わった場合などは、すみやかに申し出て下さい。
- 侵襲があると判断される検査・手術・処置等に関しては、医師、患者様、以外に看護師等の当院職員が立ち会います。
- 患者様が未成年、意思表示が困難であると当方が判断した場合などは、患者様側の同伴者の立会いをお願い致します。
- 同意書には、医師、患者様の署名を行います。また、当院職員および患者様・ご家族等の立ち会われた方の署名（自署は押印不要）を行ないません。